

<第１草案>

（目的）

第１条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第３条 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手語を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通ができる権利が保障される事を基本として行わなければならない。

<検討内容>

関係法令（障害者基本法）や他自治体の条例から、次の文言も入れる必要性が考えられる。

（モデル条例や他自治体条例も参照）。文言を入れることに対する意見は？

「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重すること」

「ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を図ること」

<第２草案>

（目的）

第１条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第３条 手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識し、手話を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

考え方

障害者基本法（次スライド）
「目的」「理念」を反映…

目的：相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

理念：地域共生社会の実現には、コミュニケーション手段に限らず、社会活動への参加や日常生活における選択の機会の確保が重要

<参考> 障害者基本法

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第3条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

<草案>

A

(施策の推進)

第7条 市は第1条の目的の実現のために、次号に掲げる**施策**を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する**施策**

(2) 手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する**施策**

(3) 手話による意思疎通支援**体制**の整備及び拡充に関する**施策**

(4) 学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する**施策**

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める**施策**

2 市は、前項に規定する**施策**を推進するため、方針を策定するものとする。

3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。

4 市長は、前項の結果に基づいて、必要な見直しを行い、施策の推進に努める。

B

(施策の推進)

第7条 …

2 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、前項に規定する**施策**について定め、これを実施するものとする。

3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。

<検討内容>

A 条例案に盛り込まれた施策（群）で、条例の目的達成につながるか。（次スライド）

B 施策の進捗管理は、個別方針か、「市障がい者共生のまちづくり計画」上で行うか。

※1 いずれも、関係者（ろう者や手話通訳者等）の意見を聴くことは前提とする。

※2 「まちづくり計画」で進捗管理することで、事業名だけでなく、計画期間における事業量についても管理することとなる。

施策（事業）検討の前提

条例を基礎としていることから「当該自治体（市）の事務に関するものであること」

施策

事業の視野・対象

事業例

何をする？

どうなる？

将来的には？

第7条 (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策	手話言語デー (ライトアップ) 子ども手話教室 条例制定イベント？ 手話カフェ？	「手話」があることに定期的に触れる ⇒ 手話を必要とする人が身近にいることを意識する	手話を大切にすることがコミュニティが地域に根付く
(2) 手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策	子ども手話教室 手話通訳者派遣 遠隔手話？	手話を使う機会が増える（いつでもどこでも手話）	さまざまな生活場面で手話によるコミュニケーションが保障される（災害時や救急時も含む）
(3) 手話による意思疎通支援体制の整備及び拡充に関する施策	手話奉仕員養成 遠隔手話？	手話を学ぶ機会ができる。学ぶ動機づけがなされる。	さまざまな生活場面で手話によるコミュニケーションが保障される（災害時や救急時も含む）
(4) 学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策	総合学習（福祉教育）	学びに必要な手話について知る	手話による学習が保障される
(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策	障害者相談員 市職員向け研修？	ろう者やその家族も含めた包括的支援の意識化	聴覚障がいのある人（児童）の家族が安心して過ごせる